

拳

メーシヨン

ルールを守って 明るい選挙

「明るい選挙」とは、投票する人が買収などに惑わされず、利害などにとらわれることなく、自由な意思で投票し、選挙が公正に行われて、私たちの意思が政治に正しく反映される選挙のことをいいます。

「明るい選挙」の実現のためには、一人でも多くの有権者が投票に参加し、加えて選挙がきれいに行われることがたいせつですが、それにもまして、わたしたち一人ひとりが代表者としてふさわしい人を選ぶ“目”を持つことが欠くことのできない要件です。

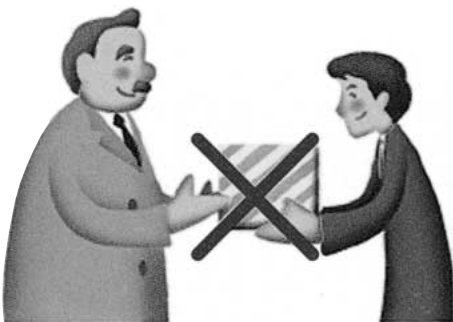
ところで「三ない運動」という言葉がありますが、「三ない」とは、政治家の寄附について「贈らない・求めない・受け取らない」ということです。つまり、「三ない運動」とは、公職選挙法の政治家の寄附禁止の規定によって禁止されている行為をしないようにしようという運動で、「明るい選挙」推進運動の重要な目標となっています。

寄附禁止のルール

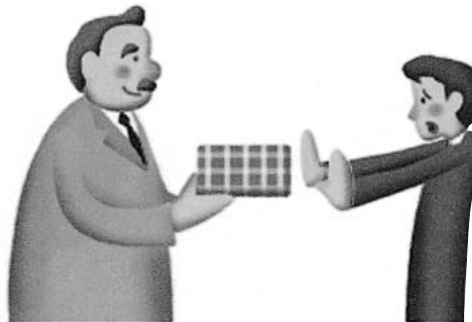
- 1 政治家の寄附禁止**
政治家（候補者、候補者となるうとするもの及び現に公職にある者）が選挙区内にある者に対して寄附をすること（政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます）は、いかなる名義をもつてするものであっても禁止されています。なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも禁止されています。また、政治教育集会に関する実費の補償であっても、食事や食料の提供は禁止されています。
- 2 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止**
有権者が政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることも禁止されています。
- 3 後援団体の寄附の禁止**
後援団体（いわゆる後援会）が、花輪、香典、祝儀などを出すことも禁止されています。
- 4 時候のあいさつ状の禁止**
政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。
- 5 あいさつを目的とする有料広告の禁止**
政治家や後援会が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告を出すことは禁止されています。

【三ない運動】

贈らない



受け取らない



求めない



選

インフォ

選挙期日前の投票方法が変わります

選挙期日前の投票手続きが大幅に簡素化され、投票しやすくなりました。
公職選挙法の一部が改正され、新たに「期日前投票制度」が創設されました。この制度により、従来の不在者投票のように投票用紙を封筒に入れて、それに署名するといった手続きが不要となり、投票がしやすくなります。
(病院などでの不在者投票や郵便投票の仕方は、今までどおりです)

対象となる投票

選挙人名簿登録地の市区町村で行う投票

投票期間

選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日まで

投票を行うことができる者

選挙期日に仕事や旅行、レジャー、

冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由（現行の不在者投票事由）に該当すると見込まれる者

投票場所

期日前投票所

投票時間

午前8時30分～午後8時

投票手続き

基本的に選挙期日の投票所における投票の手続きと同じです。

なお、この制度は、今後行われる選挙（白岡町では、平成16年に参議院議員通常選挙、白岡町長選挙の2つの任期満了による選挙が予定されています）から施行されます。

手続きが簡素化され投票がスムーズになります

従来の不在者投票



記載場所にて投票用紙への記載



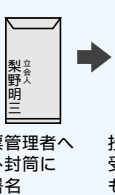
投票用紙を内封筒へ



外封筒へ入れ選挙人が署名



不在者投票管理者へ提出し、外封筒に立会人が署名



投票管理者が受理を決定したものを開封



投票管理者が投票箱へ

開票所へ

期日前投票



期日前投票所にて投票用紙への記載

選挙人本人が投票用紙を直接投票箱へ



「郵便等による不在者投票」の投票方法が変わりました

対象者が拡大されました
郵便等による不在者投票は、一定の条件に該当するかたが自宅などで投票できる制度です。

このたび、郵便等による不在者投票について対象者が拡大され、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されているかたも、郵便等による不在者投票ができるようになりました。代理人による記載が可能に

郵便等による不在者投票が行えるかたのうち、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害が1級と記載されているなどのかたは、あらかじめ町選挙管理委員会に届け出た代理記載人に、投票に関する記載をしてもらうことができる「代理記載制度」が創設されました。郵便等投票証明書の交付を受けてください

いずれの場合も、町選挙管理委員会に申請し、郵便等投票証明書の交付などを受ける必要があります。

問合せ先 選挙管理委員会

内線342

